

平成28年2月25日
運輸審議会審理室

西肥自動車株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス）の上限運賃変更認可申請に関する答申について

平成28年1月26日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、申請どおり認可することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました。

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

審議における配付資料及び議事概要は以下のURLで公表しています。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

事案の種類	申請者	申請内容	運輸審議会答申
一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可	西肥自動車株式会社	現行の基準賃率33円94銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃150円）を、基準賃率38円20銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃170円）に変更する。	申請どおり認可することが適当

[運輸審議会答申に関するお問合せ先]

運輸審議会審理室 川崎、木村、近藤

（代表）03-5253-8111（内線 53515）

（直通）03-5253-8810

（FAX）03-5253-1676

[上限運賃変更認可申請に対する処分に関する連絡先]

自動車局旅客課 石嶋、藤澤

（代表）03-5253-8111（内線 41233）

（直通）03-5253-8571

（FAX）03-5253-1636